

## 【資料】

### カナダの立法離婚とその手続

村井衡平

イギリスでは、宗教改革にいたるまで、ローマ法王の特許による離婚が行われていたが、その実体は、婚姻無効であった。ローマとのつながりが断たれたのも、十七世紀の後半頃より、右に代わって、イギリスではじめて、真に離婚に価する立派な立法離婚（Legislative Divorce; Parliamentary Divorce）が姿をみせはじめた。詔聖ハムル（一六〇八一六七四）は、一六三四年に “The Doctrine and discipline of Divorce related the good of Both Sexe” と題する小冊子によつて大たんな自由離婚論を展開したが、その後、スコットランド王朝のチャールズ二世（一六六〇—一六八五）の時代に、立法離婚が始まったわけである。そして、ハノーヴァーの立法離婚とその手続 村井

基盤としていた。絶対離婚を認めないイギリス国教会に反対の立場をとるウイッグ党が政権の座にあるとき、教会裁判所で別居判決しか得られなかつた人々がさらに離婚を求めて議会に請願するのを、議会はゆるやかに是認する傾向を示したのが実情ではないかと推測される。

では、どのような手続によつたのであるうか。立法離婚は姦通を理由とするものに限られ、夫婦の一方が貴族院(House of Lords)に対して、離婚を請願する。貴族院では、離婚法案について僧侶議員が実際上の支配力をもつており、まず請願を受理するかどうかを決定し、受理したならば、法案として正式に名称をつけ、おひに審理のうえ、理由があると判断

すれば、国王の裁可を得て、一個の法律として離婚があつた

旨を公布することになる。教会裁判所における別居訴訟が一

篇の判決言渡によって終了し、判例集に登載されるのに對し、貴族院の立法離婚は、ヘンリー八世の一五〇九年に始まつていた貴族院日誌(The Journal of the House of Lords)に遂次、議事録の形で公表される点に特色を有している。(イギリスにおける立法離婚については、村井「離婚請求棄却事由の研究—互責論(上)」神戸学院法学第四卷1・II号一五二頁一一六四頁参照)。

といひや、当面の問題であるカナダの立法離婚は、右にみたイギリスの立法離婚を基礎とし、それをニューアーファンドランド、ケベックおよびオンタリオの三州がうけ継いで利用したものにはかならない。

まず、ニューアーファンドランドにおいては、一八三一年にはじめて議会が設立され、第一回立法議会の会期末である同年十二月三十一日現在で効力を有するイギリスの法律が継受されることになった。當時、イギリスでは、別居—卓床離婚は教会裁判所が審理し、立法離婚は貴族院が扱うという二元的な状態にあり、かかる状態をニューアーファンドランドが一八三一年にうけ継いだわけである。

その後、一八六七年三月にイギリスの議会を通過し、七月一日より施行された「イギリス領北アメリカ法」の第三条によつて、カナダはイギリスの直接統治領である植民地から離れ、カナダ自治領(Dominion of Canada)となつた。このとき、同法第六条および第七条によつて自治領を形成したのは、ノバ・スコシア、ニューアーフランズ・ウェイツク、オンタリオおよびケベックの四州であつた。また、第九十一条・二十六号によれば、「婚姻および離婚」に関する事項をカナダ自治領議会—連邦議会の専属管轄權とする一方で、第九十二

条・十一号では、「婚姻の挙式」を州議会の権限と認めてい  
る。つまり、カナダにおいて、離婚法を制定することは、一  
八六八年七月一日以降は連邦議会の権限に属している。当面  
のニュー・ファンドランドは、一九四九年四月一日にはじめ  
て連邦に加入したが、それ以前に固有の離婚法を制定するこ  
とはなかつたし、加入後はそれを制定する権限自体を失うこ  
とになつた。裁判所に離婚管轄権はなく、別居判決を言渡す  
権限が認められるにすぎない。その結果、ニュー・ファンド  
ランドの住民は、連邦議会に私的立法 (Private Act) によ  
る救済を求めることになつたわけである。

ケベックにおいては、一八八六年八月一日より「ロワ・  
カナダ民法典」が施行されたが、ナポレオン法典に忠実で、  
別居しか認めず、最近にいたるまで同じ事情を示していた。  
また、オンタリオでは、一九三〇年の連邦法である、「婚姻  
解消および取消をオンタリオ州のために規定する法律」が制  
定され、一八七〇年七月十五日現在のイギリスの離婚および  
婚姻取消に関する法律を導入し、はじめて離婚が可能となつ  
た。それまでは、ニュー・ファンドランドおよびケベック両  
州と同様に、立法離婚にたよらなければならなかつた。具体  
的な数字として、一八六七年から一八八八年までの間に、ケ

ベックおよびオンタリオ両州のために、連邦議会で十八件の  
立法離婚が許され、またオンタリオ州では連邦形式以来、三  
十二年間に四十五件あつたといわれる。

ところで、一九六三年にいたり、連邦議会は、「カナダの  
上院に婚姻の解消または取消の権限を付与する法律」を制定  
した。この法律によれば、上院に決定 (Resolution) による  
婚姻解消の権限を与えた。手続としては、専門的な法律家が  
それぞれ訴について証拠を審理し、その結果を勧告と共に報  
告し、上院は適切と判断するところに従つて、離婚に関する  
常任委員会の報告にもどづいて、婚姻の解消・取消または請  
求の棄却を定める決定を行うことなる。一九六六年には、上  
院は一〇〇〇件以上の離婚を決定したといわれる。その後、  
一九六八年七月二日よりカナダ全土に統一的な「離婚に関する  
法律」が施行されたとき、同法第二十三条で前示の一九六  
三年の法律は廃止され、上院の決定による離婚は姿を消すに  
いたつている。しかし、立法離婚は、現在でもいぜんとして  
存続されている。(ニュー・ファンドランド、ケベック、オ  
ンタリオ諸州の離婚法をめぐる詳細な事情については、村井  
「カナダ各州の離婚法小史」神戸学院法学十四巻一号参照)。

州で利用されたわけであるが、それでは、どのような手続で行われたのであろうか。筆者は、一九八一年の夏、トロント大学の法学部図書館を訪れたが、その際、他の多くの資料と共に、立法離婚に関する書物を数冊、書棚に見出し、 Kapoorとして持ち帰った。今回はその中の一冊によつて立法離婚の手続を紹介したいと思う。

一九一五年にロバート・ビクター・シンクニア (Robert Victor Sinclair) 氏によって書かれた *The Rules and Practice before the Parliament of Canada upon Bills of Divorce* へ題する九十三頁ばかりの書物であるが、著者にはオズグーム・ホール所属、法廷弁護士 (Of Osgoode Hall, Barrister-at-Law)、勅選弁護士 (K. C.) といふ肩書きがついている。内容は、上院の議事規則の中、第一三三三条ないし第一五二条がいわゆる立法離婚の手続についてのものである。まず、第一章に「議会の権限」さらに第二章に「管轄権に影響を及ぼす住所」について簡単に触れたのも、第三章において、第一三三三条から第一五二条まで、ほぼその順序で一ヵ条ずつ条文を掲載し、そのあとに注釈を加える形式をとつてゐる。これが六十九頁までを占めており、次いで第四章は、下院における手続を簡単に

述べている。七十一頁ないし八十四頁までは、改めて前示の条文をまとめて掲げ、あるいは具体的な書式を五種類ほど示している。本稿では右の七十一頁までを翻訳によつて紹介することにする。

## 第一章 議会の権限

離婚に関するカナダの議会の権限は、「イギリス領北アメリカ法」の第九十一条・二十六号によつて宣言されているが、しかし、カナダ全土を通じて適用できる一般的な法律は、同法のもとで制定されていなかつたし、離婚管轄権などの裁判所にも与えられていなかつた。一八六七年にカナダ自治領が形成されたとき、離婚管轄権を行使している裁判所がノバ・スコシアおよびニューブランズウィックに存在しており、そして、かかる裁判所は、「イギリス領北アメリカ法」の第十二九条によつて、それ以降、引続いて離婚の請求を処理してきた。同法によれば、次のように規定されている。すなわち、「自治領成立の際、カナダ、ノバ・スコシアまたはニューブランズウィックにおいて効力を有するすべての法律、また自治領成立の際、これらの州に存在するすべての法律上の委員会・権限および機関、さらに司令官・行政官および事

務官は、あたかも自治領が成立しなかつたと同様に、オンタリオ、ケベック、ノバ・スコシアおよびニューブランズウィックそれぞれにおいて、引続いて存在するものとする」というのである。その当時、オンタリオまたはケベックのどちらでも、いかなる裁判所もかかる離婚管轄権を行使していなかつた。

プリンス・エドワード島およびブリティッシュ・コロニーズが自治領に加入を許されたとき、これらの州の裁判所は、離婚に関する管轄権を行使しており、その後も引続いて行使してきた。

離婚に関する議会の管轄権は、カナダ全土を通じて一般的なものであり、しかも、カナダのどこかの州に住所を有する人々は、自由に議会に離婚を請求することができるけれども、実際に、議会に離婚を請求することは、ケベック、オンタリオ、マニトバ、サスカチエワン、アルバータ諸州およびユーティコン地方に住所を有する人々に限定されている。

「イギリス領北アメリカ法」のもとで、カナダは、連合王国の憲法の原則と類似した憲法を取得し、かつ、それに与えられた主権の範囲内において、カナダの議会は最高の地位にあり、その権限は、連合王国の議会のそれと同様に、完全に及

つ広大なものである。ところで、カナダの議会は、かかる権限行使するに当つて、それで充分であると判断するなんらかの理由によつて、離婚を許す権限を有している。もつとも、かかる権限行使するについて、議会は、イングランドの裁判所がそれにもとづいて離婚を許す諸原則によつて手引きされ、また、実際上、それに従つている。このような説明は、しかしながら、次のような例外を含んでいる。すなわち、カナダにおいて、離婚は、姦通を唯一の原因とする妻の請求にもとづいて許されるが、一方、イングランドでは、姦通は、虐待もしくは遺棄を伴つていることが必要であり、または、夫は近親相姦、姦通を伴う重婚、強姦、男色または獸姦の罪を犯していなければならない。

離婚裁判所を創設する問題をめぐつて、一八八八年の上院で行われた議論のなかで、ゴーワン上院議員は、議会の義務および権能について、次のように述べている。すなわち、「議会は、すべての事情を考慮して、責任が証明されたかどうか、それらの責任は、当事者が特別法によつて救済をうけるべきことを妥当とする場合に當るかどうか、當るとすれば、いかなる救済が当事者に与えられるべきであるか、を決定することにある。そして、議会は、つねに、それが当事者に及

ぼす問題のみでなく、時別法を制定することによって、道徳および善良な秩序に関する効果、社会の福祉に及ぼすべき効果を考慮に入れることができるし、また、そうしなければならない。最高の権限を有するものとしての議会は、その義務と責任があり、憲法のもとで委託されている社会の福祉を危くすることはできない」というのである。

## 第二章 管轄権に影響を及ぼす住所

離婚の請求に対し救済を与え、または拒否するに当つて、議会は、イギリスの裁判所において承認された住所に関する法律の原則に従つている。女性は、婚姻によつて彼女の夫の住所を取得し、婚姻が継続している間、彼女は、夫の住所と別個の住所をもたないし、もつことはできない。現実の住所というに及ばない単なる居所は、管轄権の基礎として充分でなく、請求者の住所が請求のときにカナダ国内にある場合を除いて、議会は、離婚の請求を受理しないであろう。

イギリスの裁判所は、どの婚姻解消の判決にも、それがいかなる特別な領域外の効力を有することも認めない。但し、訴訟が開始されたときに当事者双方が住所を有していた国で宣言され、または認められたものは、この限りでない。当事

者双方の住所がカナダにある場合、双方または一方によつて外国で得られた離婚は、議会によつて認められないであろう。カナダに住所を有していた請求者に対する答弁書において、被告がアメリカ合衆国で得た離婚およびそこでの再婚を申し立てる場合に、疑問がしばしば生じてくる。かかる離婚は、カナダにおいて、いかなる効力も有しないし、また、再婚後の同棲は姦通であり、救済のための原因を与えることになる。

Hearns 事件（一九一三年の制定法、一三九頁）および Hutcheon 事件（一九一四年の制定法、三六七頁）は、妻が夫を遺棄し、アメリカ合衆国で離婚し、その後に再婚した例である。

議会の管轄権およびアメリカの離婚の効力に影響を及ぼす住所の法律に関する興味のある議論は、Ash 事件で一八八七年に上院で行われた討論の中に見出しができる。Harris 事件では、婚姻は、一八三一年にカナダで行われた。法案は、一八四五年に上下両院で可決されたが、そのとき、申請者も被告も国内にいなかつたので、女王の承認は留保された。法律が可決された日に当事者双方がカナダに住所を有しないなかつたという事実にもとづいて、法案は否決された。

手 続

離婚の請求は、「私的法案（Private Bill）による立法」という部類に入り、また、実際上の手続は、現在のといふ、一九〇六年に上院によつて採用された特別な議事規則および規定によつて行われてゐる。

しかしながら、かかる特別な議事規則および規定とは別に、

これらの規則および規定と矛盾しないとき、私的法案に関する他の規則が離婚法案に適用される。

規則および方式は、姦通を唯一の離婚原因とみてゐるようであつて、それは特別に指定された唯一の原因であるが、上院議事規則の第一五二条によれば、次のように定めている。すなわち、規定されていない事件においては、帝国の議会が婚姻解消の手続をとるに当つて根拠とする諸原則が、適用可能である限りにおいて、上院の面前における離婚手続に適用されることがあら。

委員会の任命

各会期のはじめに、上院によつて選任された九名の議員で構成される選定委員会（Committee of Selection）が任命

カナダの立法離婚とその手続 村井

され、同委員会は、じへつかの議事委員会の仕事をする上院議員を指命する。選定委員会は、九名の上院議員で組織される離婚審査委員会（Committee on Divorce）を任命する。

それぞれの議事委員会は、特別委員会は、だきへ限り、任命後の最初の期日に、議長を選出する。そして、かかる委員会で選出された上院議員の過半数を定足数とする。但し、別の定めのあるときは、この限りでない。

議事規則第八十七条规定によれば、上院議員は、委員でなくとも、委員会の期日に出席し、発言することがある。しかし、彼等は、投票してはいけない。彼等は、委員会の委員のうしろに座つてゐる。

議事規則第八十二条によれば、出席を命ぜられない限り、他のいかなる人々も、上院の委員会のどの期日にも参加できない。これは實際上、下院の議員には適用されない。委員会の面前における論点は、議長の投票権も含めて、多数決によつて決定される。可否同数のとき、決定は否決されるものとみなされる。議事規則第一三一条。

委員会は、最初の期日に議長を選出する。議長職として、彼は、各申請書の審理に当つて、手続を一般的に指揮する。

## 第三章

### 規則第一二三三条

#### 申請書を委員会に付託—委員会の期日

請求の通知は、二カ月間、広告される

すべての離婚申請書、そして、離婚申請書または離婚法案より生ずるすべての問題は、離婚に関する常置委員会に付託されるものとし、かつ、該委員会以外のどの委員会にも、かかる申請書・法案および問題を付託される必要はないものとする。

すべて委員会の期日・時間および場所は、おそらくとも、指定された期日の前日の午後までに、上院のロビーに掲示することによって、通知されるものとする。

#### 注釈

かつて、公示の証明は、議事規則委員会(Standing Orders Committee)の面前で行われなければならなかつた。現在は、離婚審査委員会が、請求より生ずるすべての他の問題と同様に、この問題を処理している。

委員会の期日の通知は、上院のロビーに掲示する以外には行

われないが、当事者および彼等の証人が出席できるようにするため、充分な通知がつねに行われる。

### 規則第一三六条

すべて離婚法案の請求者は、彼または彼女が請求を意図している旨を通知し、さらに、その中で、誰から、いかなる理由にもとづいて、かかる離婚が求められているかを特定するものとし、かつ、彼または彼女による該法案の申請書が離婚審査委員会によって審査されるに先立つて、少くとも三カ月間、カナダ官報(Canada Gazette)および当事者が別居したときに該請求者が通常居住していたケベック、マニトバ、サスカチュワン、アルバータ、ブリティッシュ・コロンビアもしくはノース・ウエストの地方(district)において、または他の州の郡(county)もしくは郡連合(union of communities)において発行される一種類の新聞に広告して、通知するものとする。しかし、必要とされる新聞がその地に見出しができない場合には、隣接する州・郡または郡連合において行えばよい。

ケベックおよびマリトーブ両州でなされる通知は、地方においてかかる新聞が発行されているならば、英語およびフランス語の新聞各一種類に広告される。しかし、そもそもなければ、英語かフランス語のいずれか一種類の新聞に広告されるものとする。広告は、添付された方式 "A" に従うことができる。

議会のある会期中に通知がなされたが、該会期中に申請書が処理されるに充分な時間がなかつたならば、申請書は、かかる通知をさらに広告することなしに提出され、次の会期中に処理されることができる。

### 注釈

離婚の請求をしようとするとき、最初の手段は、広告の準備をすることであるが、これは方式 A に従わなければならぬ。もともと、規則第一五〇条によれば、規定されている方式は、各場合の事情によってることにならう。方式には種々の事項が付け加えられ、それがなければ通知の有効性に関して生ずるにちがいない疑問を回避している。

方式の中で指摘されているすべての事項は、正確に陳述され、かつ、それにもとづいて離婚を請求するすべての原因是、明確に指定されるべきである。請求は、次の原因にもとづいて行われる」とがわかる。

て行われる」とがわかる。

(a) 婦通

(b) 婦通および遺棄

(c) 婦通および虐待

(d) 婦通・遺棄および虐待

(e) 重婚—Stock 事件（一八九九年の制定法、三五一頁）

(f) 重婚および婦通—Leaitch 事件（一九一二年の制定法、一七五頁）・Harrison 事件（一八九一年の制定法、一四〇頁）

近親相姦

強姦

(g) 男色および反人道的犯行—Dakin 事件（一九一一年の制定法、一一九頁）

(h) 婚姻時の不具

獸性

(i) 証欺による婚姻の無効—同棲による婚姻の完成がなかつたこと—Stevens 事件（一八六九年の制定法、一一九頁）・Lavell 事件（一八八七年の制定法、三三三一頁）

筆者の知る限りにおいて、議会によって考慮された唯一の他の原因是、性交不能である。

一八八八年の会期に行われた White 事件において、妻の請求は、被告の不具または性交不能にもとづいていた。被告は、イギリスの離婚裁判所の慣例に従って、医学的検査をうけるよう命ぜられ、かつて当事者双方が検査をうけ、医者は委員会に対し被告に明らかな不具はないこと、また、申請者の肉体的条件は、婚姻が完成されていなかつたとする彼女の陳述と矛盾していた旨を報告した。法案は拒否された。この事件は、請求が行われる州の裁判所がかかる原因にもとづいて救済を与える管轄権を有していない旨が委員会に示されるとき、議会は、婚姻無効を宣言するに充分なものとして、以前のイングランドにおける教会裁判所で承認された原因にもとづいて、救済を与えるように処理するという原則の一例として、引き合ひに出される。

ケベックにおいて、地方裁判所 (Provincial Court) は、婚姻のときに存在する自然的または後発的な性交不能を理由に、婚姻を取り消す管轄権を有している。しかし、かかる性交不能が明白かつ公知の事実である場合に限られる。この取消は、性交不能者と婚姻を締結した当事者によつて、婚姻のときから三年以内でなければ、主張されることができない。オントリオにおいて、裁判所は、次の場合に婚姻取消の訴

訟を維持する管轄権を有していない。やなわら、性交不能を理由とし (T v. B 事件、O.L.R. 十五卷二四頁)、当事者の一方が精神異状であり、そのために儀式が挙式されたとき、婚姻を締結することができないことを理由とし (A v. B 事件、O.L.R. 二十三卷一六一頁)、または当事者が近親であったことを理由とする (May v. May 事件、O.L.R. 二十二卷五五九頁) 場合がそれである。なお、裁判所は、事件が婚姻法 (一九一四年、R.S.O. 第一四八章) の第三十六条のもとで提起されることができる場合は別として、そうでなければ、適法に挙式された婚姻の無効を宣言する管轄権を有していない (Reid v. Auli 事件、O.L.R. 三十一卷六十八頁)。これはまた、マリーベ、サスカチュワーン、アルバータおよびヨーロンの法律でもある。前示のような事件のどちらが、今後、これらの州のどいかで発生するならば、被害配偶者のために開かれている唯一の裁判所は、議会であつて、議会には救済を与える権限が帰属している。

性交不能を理由にケベックで事件が提起される場合において、すでに指摘したとおり、該州の裁判所がかかる原因で婚姻を取り消す管轄権を有しているため、議会は、恐らく、救済を与えることを拒否するであろう。

申請者によつて、刑事裁判所で訴訟手続がとられ、勝訴判決が得られたならば、これらの事実が陳述され、かつ、判決の認証謄本 (Certified Copy) によつて、証明されるべきである。

広告は、少くとも三ヶ月間、カナダ官報および二種類の新聞に公示されなければならない。このことは、公示が一週間に一度、十四週間にわたつて行われることを意味している。官報および新聞への通知は、同一のものでなければならぬ。

広告を公示している新聞の各号のコピーは、委員会の面前で公示を立証するため、事務弁護士 (Solicitor) によつて取得されるべきである。公示のあつたいとの証明は、カナダ証拠法 (Canada Evidence Act) のみどり、制定法上の宣言 (Statutory Declaration) によつてなされる。

下院の議事規則は、私的法案に適用され、そのための請求は、該規則により、少くとも一ヶ月間、カナダ官報に公示されなければならないし、また、請求がケベック州もしくはマ

トベ州からの場合は、当事者が別居したときに請求者が通常居住していた地方 (district) で発行される一種類の英語の新聞に英語で、一種類のフランス語の新聞にフランス語で、公示されなければならない。そこで発行される新聞のない場

合は、隣接の地方で発行される両国語の新聞に公示されなければならない。

請求が他の諸州からである場合は、通知は、少くとも一ヶ月間、カナダ官報、および、別居のときに請求者が通常居住していた市・郡または郡連合内で発行される一種類の新聞に公示される。

少くとも一ヶ月間の公示とは、九週間継続して掲載されるることを意味する。

公示は、前回の会期が終了したのち、申請書の審査との合間に行われるべきである。

通知がなされた会期の間に、申請書が審査されるのに間に合うように、公示が完成されない場合、申請書は、上院に関する限り、さらに通知を公示することなく、提出され、審理されることができる。この規則は、下院には適用されない。通知は、前述のように、一ヶ月間、再公示されなければならない。

議会の会期の長さが不確定であるため、可能な限り、広告は、少くとも通知がなされる会期の初日までには完了していることが重要である。法案の可決を得るのに必要な期間は、最も簡単なものでも、上下両院を通じて、少くとも六週間で

あって、かつ、複雑な事例では、期間はさらに長期となる。

会期が始まった後、しばらく経過しても広告が完了しないとき、申請者は、法案が上下両院で可決される前に停会されると危険をおかすことになり、彼が救済を得るために次の会期まで待つ必要が生ずると同時に、次の会期に彼の申請書を提出するのに伴う余分の費用を負担しなければならない。

### 規則第一三九条

申請書の内容—救済の原因—宥恕の否定—制定法上の宣言による確証

離婚法案を請求する人の申請書は、公明正大に書かれなければならないし、また、次のこととを簡単な陳述しなければならない。婚姻、当事者双方の氏名、年令、職業、挙式がいつ・どこで・誰れによって行われたか、婚姻時の各当事者の住所および居所、彼等の婚姻住所・居所およびそれに関する変更、申請者が救済を求める根拠とする実質的な理由および求められている救済の種類がそれである。

申請書は、主張している非行について、承認・宥恕はもとより、離婚の請求について共謀の存在も否定しなくてはなら

ない。

二 申請書の陳述は、一八九三年のカナダ証拠法のもとで申請者の宣言によつて確証されなければならない。

三 被告に送達される申請書のコピーには、次の情報が裏書きされているか、または添付されるものとする。

- (1) 送達のときの申請者の居所。
- (2) 申請者のための手紙および通知がそこに配達されるカナダの郵便局の住所。
- (3) 申請者のために代理する事務弁護士があるならば、その氏名および住所。
- (4)かかる事務弁護士の住所がオタワになければ、彼の代理人として、オタワですべての通知および書類がそこに送達されることのできる人の氏名および住所。
- (5) 被告が離婚に反対し、上院の離婚審査委員会による尋問をうけたいと望むとき、被告は、オタワの議会の建物にある上院の書記官 (Clerk) に、被告に送達された日から二ヵ月以内に、その旨を通知し、かつ、上院の書記官への通知の中で、次の事項を陳述しなければならない。
  - (a)かかる通知を送るときの被告の居所。
  - (b)被告のために手紙および通知が配達されるカナダの

郵便局の住所。

(c) 被告のために代理する事務弁護士があれば、彼の氏名および住所。

(d) かかる事務弁護士の住所がオタワになければ、彼の代理人として、オタワすべての通知および書類がそこに送達されることのできる人の氏名および住所。

(6) 被告が前示のように上院の書記官に通知しないとき、

申請書は、審査されることができ、かつ、それにもとづいて離婚法案が、被告にそれ以上の通知をすることなしに、可決されることができる。

(7) 申請書が夫による妻からの離婚であるとき、妻が上院の離婚審査委員会の満足のいく程度に、彼女は、申請書による非難に対する有効な抗弁を有しており、それを宣誓の上で立証する準備をしていること、かつ、自らを弁護するのに充分な金錢を所有していないことを申し立てるならば、委員会は、彼女の夫に対し、彼女が弁護士を雇い、彼女自身および彼女のためオタワに呼び出される証人の旅費および生活費を含め、彼女の弁護を支えるに必要な費用を支払うよう、命ずることができる。

### 注 權

離婚法案を議会に請求するには、総督、上院および下院のそれぞれに、三種類の申請書を提出する。申請書には、彼の法廷弁護士または事務弁護士ではなく、彼自身によって署名されなければならない。申請者が署名できないときは、証人の面前において、×じるしを書くべきであり、証人は、申請書が申請者によって作成されたことを証明し、かつ、宣誓供述書(*affidavit*)によってかかる作成を立証すべきである。

総督に対する申請書の方式は、次のとおりである。

陸軍元帥、コノノートおよびストラザーン公爵、サセックス伯爵、アーサー、ウイリアム、ペトリック、アルバート殿下、大英帝国およびアイルランドの皇子、サクソン公爵、サクソン・コーブルクおよびゴータの皇子、最も高貴なガーター勲章を有する騎士、最も古く最も高貴なアザミ勲章を有する騎士、最も光輝なセント・ペトリック勲章を有する騎士、國王の最も名誉ある貴族院の一員、最も名誉あるバス勲章を有する騎士団の團長、最も高位なインドの星勲章を有する騎士団司令官、最も有名なセント・ミカエルおよびセント・ジョージ勲章を有する大十字騎士、最も

神戸学院法学院

(KIII四) 一一五四

優れたインド帝国の勲章を有する騎士団司令官、ロイヤル・ピクトリア勲章を有する大十字騎士、国王付き武官、カナダ自治領の総督および司令官へ。

申請書

恐れながら申し上げます。

(1) (いしには、方式Cに示される申請書の多数の項目を陳述する)

それゆえに、申請者である私は、恐れながら、閣下が申請

者とC・Dとの間の婚姻を解消する法律の可決を認可され、

申請者の再婚を可能にされ、さらに閣下が事件について適切と判断される他の救済を与えて下さるよう、お願ひ申し上げます。

そして、義務として、申請者は、絶えずお願ひいたします。

(口付)

署名

申請者の事務弁護士がオタワに居住していないとき、申請者は、書類がその人に送達されることのできるオタワにおける代理人を任命しなければならない。代理人の氏名および住所は、申請書の裏書で表示されなければならない。

被告が請求に反対しようと思うとき、彼は、申請書の送達をうけたのち、二ヵ月以内に、その旨を上院の書記官に通知しなければならない。彼は、その中で次のことを陳述しなければならない。

(a) 彼のそのときの居所。

(b) 彼のために書類および通知が配達されるカナダの郵便局の住所。

(c) 彼の事務弁護士があれば、その氏名および住所。

(d)かかる事務弁護士の住所がオタワになれば、すべての通知および書類が彼のために送達されるとのできるオタワにおける代理人の氏名および住所。

被告の利益のために重要なことは、前示の通知および情報は、上院の書記官に送られるべきであり、この要求に従わなければ、その結果、申請書は審査され、かつ、被告に対するそれ以上の通知なしに、離婚が与えられることになる。妻の財産が彼女に抗弁の費用を負担させるに充分でないと下院に提出する。

き、委員会は、申請者たる夫に対し、弁護士費用、証人の費用、旅費およびオタワにおける彼女および彼女の証人の生活費を支払うに充分であると判断する金額を夫が支払うよう、命ずるであろう。

### 規則第一三七条

#### 通知および申請書の送達

提出されるべき前示の通知のコピーおよび申請書のコピーは、請求者の依頼により、かつ、申請書が委員会によって審査されるより少くとも二ヵ月以前に、それが可能であるとき、離婚の申し出をうけている人に、個人的に送達されるべきであり、この人は、爾後、被告(Respondent)と呼ばれる。

被告の居所が知れないか、または交付送達の効果がなかつたときは、交付送達の効果を収めるため、かつ、それが不可能であれば、かかる通知および申請書を被告に認識させるため、すべての合理的な努力がなされたことを委員会の満足のいく程度に証明するならば、なされたすべてのことは、委員会によつて考慮され、充分な送達があつたものとされることができる。

#### 注

コピーが被告に送達されるべき通知は、カナダ官報に掲載される通知である。直接に送達される申請書のコピーには、送達は、カナダ国内で行われるとき、制定法上の宣言によつて証明される。送達をうけた人が被告と同一人物であること

は、宣言によつて証明されなければならない。送達を実施する人は、通知および申請書のコピーを所持し、それには送達の日付・場所および送達をうけた人が被告と同一人物であることを裏書すべきである。前示のような事実が裏書された日付を付け加えることは、また適切であり、かつ、すべてこれらの事実は、送達の宣言の中で公にされるべきである。送達される通知および申請書のコピーは、被告の手許に残されるべきである。送達が外国において実施されるとき、送達の証明は、宣誓供述書によつて行われなければならない。かかる場合における送達の宣言は、カナダ証拠法がカナダ以外では適用されないため、委員会によつて受理されないであろう。国外においてなされた送達の宣誓供述書についていえば、かかる供述書が作成された国の法律によつて要求される方式

に従っているときは、委員会によって受理されるであろう。次のような提案を守ることは、多分、外国でなされた送達の宣誓供述書に欠点があるため、委員会の面前でつねに生ずる苦情を回避することになる。

かかる宣誓供述書が

(a) イングランドまたはアイルランドで作成されるとき  
イングランドまたはアイルランドの最高司法裁判所において、

宣誓をさせる権限のある委員の面前で作成されていること。

イングランドまたはアイルランドの最高司法裁判所の判事の面前で作成されていること。

イングランドまたはアイルランドの彼の郡内のいずれかの郡裁判所の判事の面前で作成されていること。

大英帝国またはアイルランドにおいて、どこかの市・郡または町の市長または首席判事の面前で作成され、かかる市・郡または町の印爾によつて認証されていること。

(b) スコットランドで作成されるとき

スコットランドの控訴裁判所または上級刑事裁判所の判事の面前で作成されていること。

(c) 大英帝国のどこの植民地で作成されるとき

どこか記録裁判所または最高管轄権を有する裁判所の判事の面前で作成されていること。

(d) どこか外国の地で作成されるとき

どこか記録裁判所または最高管轄権を有する裁判所の判事の面前で、または、国王の権能を行使する国王の領事・副領事もしくは領事代理の面前で作成されていること。

そして、一般的に、どこで作成されるにせよ、公証人の面前において、彼の署名捺印によつて認証されるならば、かかる宣誓供述書は、充分と判断されるであろう。

しかしながら、かかる宣誓供述書がアメリカ合衆国において、公証人の面前で作成されるとき、公証人の任命書が有効であることを示す、記録裁判所の書記官によつて署名された証明書が添付されなければならない。なぜならば、合衆国では、公証人の任命書が毎年、更新されることが要求されるからである。

送達の目的は、被告に請求のあつたことを通知するにあるから、交付送達が効果のないとき、最初に考えるべきことは、いかにすれば最も良く、通知が被告の個人的な注意を引くよう仕向けられるかということである。通知および申請書のコピーは、被告の知れている最後の居住地および最後の住所

に止め置くか、郵税前払いの書留で郵送されるべきである。

コピーは、また、被告と通信のあることが知られているか、そのように思われ、または信じられる、誰か親族その他の人々に配達されるか、同様に郵送されるべきであり、そして、親族が被告と通信のあることが知られていないとも、彼に送达し、かかる親族または他の人々が被告の住所について尋ねられることが得策であり、また、うけた返事は、宣誓供述書の中にのべられるべきである。被告に事務弁護士または業務上の代理人があれば、書類のコピーは、彼に与えられるべきである。被告が一時的に、彼の通常の居所とは別の住所にいることが知れているならば、彼への送达の試みは、そこになされるべきであり、かつ、書類のコピーは、彼のためにそこに止め置かれるべきである。被告が手続を知つており、送达を回避したと信ずる理由があるならば、かかる事実は、宣言または宣誓供述書の中でのべられるべきである。事実、宣言または宣誓供述書には、送达が効果を收めるようにするため、または、請求の通知を被告の注意を引くように仕向けるため、あらゆる合理的な試みがなされた旨を示すべきである。

被告の事務弁護士は、上院のロビーに掲示される委員会の会期の通知を参考にして、審理の期日を確認するであろう。

カナダの立法離婚とその手続 村井

」の規則にいう一ヶ月とは、暦による一ヶ月を意味する。

一八八七年の Ash 事件において、被告 William Manton がどいにいるのか不明であった。彼の妻 Susan Ash は、遺棄および被告がアメリカ合衆国で離婚判決を入手し、再婚していたことを理由に、離婚を請求していた。試みられた送达に関するいくつかの供述によつて、次のような事実が明らかになった。すなわち、夫 William Manton は、マサチューセッツ州のボストン市またはウエスト・メニドフォードに居住していると考えられること、また、通知の真正なコピーは、オタワ郵便局において、郵税前払いと、それぞれの地の彼宛てに郵送されたことがそれである。

被告は、マサチューセッツ州のサフォーク市の地方裁判所において、Susan Ash からの離婚判決を入手し、その後 Miss Mary Hatch と婚姻し、彼女とボストン市で夫婦として生活していた。

宣誓供述者は、いくどか被告の居住地を発見しようと試み、被告の居住地に関して、被告の叔父に当るモントリオールの Joseph Manton に尋ねたが、情報を得ることができなかつた。彼は、被告を見つけるために私立探偵を雇つたが、成功しなかつた。彼は、被告が重婚を理由に起訴される責を負つ

## 神戸学院法学

(Kōtō Gakuin) 一一五八

て、いることを知らされており、変名のもとにかくされ、かつ、見落されている信じた。被告がどこにいるのか、Mary Hatch の母、Catharine Hatch に尋ねたところ、彼女は、

被告がウエスト・メンドフォードに彼の居所を定めている旨を述べた。通知のコピーが被告の叔父の許に送達され、彼は、長年月の間、被告と音信がなく、すでに彼はカナダを離れたとのべた。通知のコピーは、Catharine Hatch の手に送達された。

送達に関するいののような試みは、委員会によって充分と判断された。

### 規則第一四一条

申請書を委員会に付託すり——申請書の複本 (duplicate copy) およびすべて他の書類は、委員会に提供される。

### 規則第一三八条

#### 申請書の提出

いかなる離婚法案の申請書も、会期の最初の六十日が経過したのちは、上院に提出されないものとする。

#### 注釈

申請書が受理される期間は、しばしば延長されるが、しかし、申請者を抑制する以外の理由により、期間が経過する以前に申請書を提出することができなかった場合は、申請書

を提出する許可を求める申請書にならぬことだが、通常、た、遅延が合理的に説明されると上院が納得すれば、通常、申請書を提出する許可が与えられる。

は、申請書・証書および書類がその人のために提出された本人によつて、委員会に呈示または提出されるものとする。

#### 注釈

事務弁護士は、注意深く、申請書が上院に提出されるときに、次のものが添付されていることを調べなければならない。

- (1) 十四週間継続して新聞に、また、同じ期間、官報に公示した旨の制定法上の宣言による証拠・最初と最後の掲載を含む新聞のコピーは、委員会の書記官に提出されるべきものである。

(2) 被告に対する通知のコピーおよび申請書のコピーを送達した旨の制定法上の宣言または宣誓供述書による証拠。または被告に送達を試みた同様の証拠。

申請書、前示の宣言および委員会の面前で証拠として利用しようと試みたすべての証書、たとえば、婚姻証明書、手紙などの複本は、委員会の書記官に付託されなければならない。

#### 規則第一四〇条

費用の支払い

#### 注釈

離婚法案についての議会の費用は、合計110ドルであるが、これは申請書が委員会によって審査される前に、上院の書記官に支払われるべきである。請求者が費用を支払うのに余りにも貧しいときは、彼の利益のため、離婚の申請書を提出する前に、離婚の請求を試みる詳細な事情、申請者の貧しい事情、もしくは、議会が申請者に“貧困者の訴訟”(Form pauperis)を始めることを許すのを正当とするようだ、すべてのかかる他の事情を陳述する申立書が提出されるべきである。申立書は、制定法上の宣言によって確証されるべきである。

規則第一一四条により、私的法案に関して支払うべき費用

は、法案が提出される議会に支払われる。

#### 規則第一四二条

公示および送達の証拠一代用送達の命令—規則に従わないとき

委員会は、議会に対する請求の通知、申請書、申請書への裏書、添付されている情報、通知の公示に関する証拠、通知または申請書のコピーの送達に関する証拠、申請書に引用されている他のすべての書類、さらに、被告によって上院の書記官になされた通知があるならば、それをも調査するものとする。

二 ある証拠が委員会によつて不完全なものと認定されるとき、委員会の面前で行われる制定法上の宣言によつて、補強されることがある。

三 事件の事情からみて必要と判断されるとき、委員会は、以上に要求される審理および調査に先立つて、当事者の双方または一方に対する広告、書留郵便または他の方法による代用送達の効果を收めるため、委員会が必要かつ適切と判断する命令を発することができる。

四 これらの規則またはそのもとで委員会によつて発せられる命令の要求することが、なにか重要な点で守られていなかつたとき、委員会は、その後、直ちに上院に報告するものとし、上院がさらに命令するのでなければ、申請書に陳述された重要事項の審理および調査にとりかかることができないものとする。

五 これらの規則またはそのもとで委員会によつて発せられる命令の要求することが、すべての重要な点で守られていなかつたとき、委員会は、当事者に対する合理的な通知ののち、申請書に陳述された重要事項の審理および調査に、すべての合理的な手早さでとりかかるものとし、かつ、求められている救済についての申請者の権利に関する、宣誓のうえ、証人調べをするものとする。

#### 注釈

離婚法案以外の私的法案の場合において、公示の証拠は、上院の議事規則委員会に提出される。離婚法案の場合に、公示の証拠が充分かどうかは、離婚審査委員会によつて決定される。

委員会の会期の期日・時間の通知は、それを上院のロビー

に掲示することによって行われる。

法案を支持するに必要な証拠—訴えられる抗弁—司法長官  
(Minister of Justice) の介入

### 規則第一四四条

#### 証言の報告

上院の公式議事記録係 (Official Reporters) またはその一人は、議長によつて通知されたとあ、委員会の各期日に出席するものとし、かつ、最初にかかる義務を誠実に果すべき旨を適法に宣誓し、委員会の面前で尋問された証人の証言を速記に書き留め、その後、普通の文字に書き直すものとし、この証言は、English Journal の書記官の監督のもとに、印刷に付されるものとする。

#### 注釈

証言は、上院の公式議事記録係の一人によつて、速記に書き留められなければならない。その後、普通の文字に書き直し、政府印刷局によつて印刷に付される。証言は、証人によって署名されない。

#### 注釈

意見および理由を伝えるものとする。

姦通が立証されたとあ、離婚を求められている当事者は、それにもかかわらず、姦通の承認 (Connivance) または宥恕 (Condonation)、離婚手続における共謀 (Collusion) または申請者の側の姦通を立証するなどが許される。

姦通の承認・宥恕または離婚手続における共謀は、つねに、離婚法案を拒否するための充分な原因である。そして、委員会が承認また共謀の疑いなく理由があり、かつ彼等の意見によれば、充分な調査が行われるのが望ましいとき、法務長官に対し、公の利益がかかる介入を求めていると彼が判断するならば、彼が介入し、かつ、法案に反対すべきである旨の意見および理由を伝えるものとする。

#### 注釈

### 規則第一四五一条

カナダの立法離婚とその手続 村井

合、事実は、行為の機会を示し、かつ、それが起つたとの結論に導く情況証拠によつて推測される。委員会は、唯一人の証人が姦通の事實について証言する場合、および、とくにその証人がルーズな性格の婦人であつて、その人と姦通がなされたといわれる場合、多くの注意を払つて、事實を精査するであろう。

夫または妻のみの証言は、他の証人または強力な情況証拠によつて補強されていないとき、および、とくに事實が自認によつて立証されようとするとき、充分ではない。

被告が性病にかかっていたとの証言は、原告からものでなければ、充分に姦通の証拠となる。性病それ自体は、夫の姦通、妻の姦通および病氣の偶然の感染と両立するような、不正確な証拠である。一九一一年の *Browning v. Browning* 事件の一六一頁において、次のように述べられた。すなわち、妻は、彼女が夫によつて感染させられた旨を立証すれば充分であり、その場合、夫は、病氣が法律上の虐待に及ばないような事情のもとで感染させられたことを立証する責任がある。被告が性病で困つてゐる旨の証拠は、医学的な検査によつて署えられなければならない。いかなる他の証拠も、委員会において受理されないであろう。被告が原告以外の異性と旅行

したこと、彼等はホテルで夫婦として記帳し、一つの部屋に泊つたことは、証拠として充分である。被告が売春宿を訪ねたことは、証拠として充分である。但し、その訪問が善意であったことが、絶対的に、かつ、疑いのない証拠によつて示されるときは、この限りでない。申請者の妻が子を出産し、その子について、時間的にみて、申請者たる夫が父であり得なかつたとき、これもまた充分である。

委員会の面前における審理の第一段階は、有効な婚姻なくして姦通はあり得ないから、有効な婚姻を立証することである。かかる婚姻の立証は、当事者の同一性の立証を含んでゐる。満足いのく証拠にもとづいて、婚姻の解消が求められてゐる者の間で婚姻が挙式されたことが示されなければならぬ。婚姻の事実および当事者の同一性の事実に関する証拠に加えて、通常の場合、委員会に、司会する牧師によつて署名された婚姻証明書を提出し、かつ、登録すること、婚姻登記簿への登録と対照したコピーを提出し、かつ、立証すること、または、登録係長官 (Registrar-General) の存在するカナダのどこかの州において婚姻が挙式され、同長官によつて署名された証明書を登録することによつて行われる。

司会する牧師によつて署名された婚姻証明書によつて婚姻

を立証しようとする場合、証拠は、證明書の署名が司会した牧師のものであること、および、該牧師が婚姻を挙式したことと示すものでなければならない。当事者の同一性は、婚姻に列席した証人により、または、かかる証人が得られないときは、当事者が夫婦として生活していたときに彼等を知った証人によって、立証されることができる。しばしば、同一性を説明する手段として、写真が利用される。婚姻および当事者の同一性に関して、可能な限り、最も良く、かつ、最も直接的な証拠が与えられるべきである。證明書を提出することが不可能な場合が生じるか知れないが、婚姻の事実は、当事者を知つており、かつ、相当の期間、彼等が夫婦として生活していたことを知つていた証人の証言によつて、立証されることが可能である。なぜならば、かかる証拠は、それに反する最も有力な証拠によってのみくつがえることのできる、適法な婚姻の推定を生じさせるからである。外国の婚姻の立証方法に関しては、フィップソン (phipson) の著書「証拠論」(On Evidence) の第四段三一三頁以下を参照されたい。

婚姻の挙式後に同棲が行われた明白な証拠が与えられてゐるとき、婚姻が有効であるのに必要な万事が推定されよう。但し、反対の証拠が出るときは、この限りでない。許可証、

挙式の予告または当事者が婚姻を締結する能力のあることを立証する必要はない。

婚姻がオンラインで行われたとき、登録係長官によって署名された證明書は、人口動態統計法 (Vital Statistics Act—一九一四年、R. S. O. 第四十九章) のもとで、記録されるべく證明された事実の一応の証拠 (Prima facie evidence) である。ケベックにおいて、民法典のもとで、教会は、教区牧師・司祭または聖職者の責任において、登録簿を二冊保持すべきことが要求され、また、それには身分證明書も記入され、登記簿の一冊は、毎年はじめの六週間以内に、地方 (district) の控訴裁判所の首席書記官の事務所または巡回裁判所の書記官の事務所に寄託され、そして、他の登記簿は、それを保持する司祭または聖職者の管理に委ねられる。かかる登記簿からの抄本は、いずれかの保管者によって与えられ、彼によつて署名・認証されるならば、真正なものである。

マニトバにおいて、人口動態統計法 (一九一三年、R. S. 第二〇三章) の第二十八条のもとで、婚姻を挙式するすべての人には、その後十五日以内に、管区登録係に報告することが要求される。第二十八条によつて要求する通知が行われなかつたとき、必要な情報が与えられるならば、管区登録係は、

第二十九条により、儀式が挙式されたのち、十二カ月以内に、いつでも婚姻を登録する権限がある。しかし、その後、登録は、その部署(Department)を託している牧師によってのみ、行われることができる。同法第五十三条により、州内または一八八一年法第八章の可決以前に、現在の州を含む地域(territory)において、ローマ・カトリック、アングリカノン、プレスビテリアン、メソジストまたは他の宗派の僧侶によつて保管され、牧師に寄託されているか、寄託されることのできる登記簿は、係りを託している牧師の署名のもとで正式のものであり、原本の記録が証拠となり得るすべての場合において、充分な証拠と宣言される。

R.S. 第二十一章) の第十一条のもとで、法律により婚姻を挙式する権限を与えられたすべての僧侶・牧師または他の人は、挙式後、一ヵ月以内に、彼が挙式するすべての婚姻について、管区登録係に報告することが要求される。そして、第二十五条により、かかる管区登録係は、部署に報告書を提出することが要求される。第二十条三項により、かかる報告書からの抄本は、部署の長によつて署名されるならば、そこにのべられた事実の一応の証拠として、証拠になる旨が宣言さ

れる。

アルバータにおいて、人口動態統計法(一九〇七年法第十三章)は、第十一章、第十七条および第三十条に、サスカチュワンの人口動態統計法のそれと類似した規定を含んでいる。ノース・ウエスト地方において、一八七八年八月二日法となつた一八七八年命令第九号が発せられたのち、婚姻は、治安判事、すべての宗教的宗派の牧師および僧侶によつて、有效地に挙式することができた。命令の第十条により、婚姻を挙式する人は、定められた方式で二通の証明書を保管し、その一通は、地域(territory)の捺印証書登録係に移送することが要求され、該登録係は、第十二条により、婚姻証明書の記録のコピーを備えることが要求される。登録係によつて認証されたコピーは、そこに示された婚姻の一応の証拠となる。一八八八年の改訂命令第六号により、いくつかの登録局が創設され、法律によつて婚姻を挙式する権限を与えられたすべての人は、局の登録係に報告書を送ることを要求された。命令の第五条により、局登録係は、登録係長官に報告書を送ることが要求された。該長官の証明書は、第二十一条により、そこにのべられた事実の一応の証拠となる旨が宣言される。一八八九年の命令第七号により、管区登録係は、一通の記録

を保管する」とが要求され、かつ、かかる登録係によつて与えられた証明書は、そんにのべられた婚姻の一応の証拠となる旨が宣言される。

一八九七年の命令第三十四号人口動態統計命令は、一九〇五年の改訂命令の一四四五頁にみられる人口動態統計命令のそれと類似した規定を含んでゐる。この命令は、また、一九〇七年に発行されたノース・ウエスト地方の統合命令十四章に見出されるであらう。

一九〇四年の命令第三十七号により、婚姻を挙式する権限は、救世軍 (Salvation Army) の総監および參謀にまで拡げられた。

手続が開始されたとき、夫および妻はカナダ国内に住所を有していたことも立証されるべきである。妻が申請しており、外国に去った夫によつて遺棄され、遺棄のときに当事者はカナダに住所を有し、かつ、妻は手続を開始したとき、そこに住んでいるならば、反対の証拠が提出されない限り、夫は、新しい住所を取得する意思で外国に行ったものと推定される。かかる住所が立証されると、議会は、婚姻がいつ締結されたか、どこで非行がなされたか、そして、当事者がイギリス国民であったかどうか、等々に關係なく、離婚判決を与える

管轄権を有している。住所には及ばないカナダ国内での居所は、管轄権を与えるに充分でない。

アメリカの裁判所において、妻は、離婚の目的で夫の住所と別個の住所を取得する権利を有することが充分に決定されている。これは、カナダの法律ではない。むしろ、ロバート・Փայլմոր (Sir Robert Phillimore) のよくな著名な判事は、一八七六年の *Le Sueur v. Le Sueur* (P.D. 第一卷一三九頁) 事件において、夫による遺棄ののち、遺棄された妻は、彼女自身の住所を取得できる旨の彼の見解を示していた。一八四五年の *Harris* 事件においても、まだ、法案は可決されたが、可決されたときに当事者はいづれもカナダに住所を有していないかったことを思い出さなければならない。

一八九五年の *Le Mesurier v. Le Mesurier* (A.C. 五一七頁) 事件において、枢密院司法委員会は、国際法に従つて離婚判決を与えるための管轄権を正確に調べる唯一の方法は、差し当りの夫婦の住所である旨を述べていた。その結果、議会がある特定の事件について管轄権を有しているかどうかを判断するに當つて、最も重要な事柄は、"住所" という言葉の正確な意味について、明白な概念をもつことである。

ダイシー教授の有名な著書「法律の抵触」(The Conflict

## 神戸学院法学

(六四一) 一六六

of Laws) からの次のよろな引用により、請求者の住所が議会に管轄権を与えるようなものであるかどうか、を決定する手助けを与えることになる。

“住所”は、法律により、ある人の永続的なわが家(Home)と考えられる……地域を意味する。

“独立人”(Independent person)は、彼の住所に関して、他のいかなる人の意思にも法律的に従属していない人を意味する。

“被扶養者”(Dependent person)は、やがて定義された独立人でない人を意味し、未成年者および妻を含んでいる。

通則一 ある人の住所は、一般的に、事実上、彼の永続的なわが家である場所または地域であるが、しかし、ある場合には、事実上、それが彼のわが家かどうか、法律の規則によつて、彼のわが家となるべく決定される場所または地域である。

通則二 人は誰れども、いかなるとあども、住所なしにはおれない。

通則三 次に掲げる例外を除いて、人は誰れども、一度に一つしか住所を有することができない。

例外 一八六一年の住所法(Domicile Act—24-25

vict.) 第一一一章の適用をうける人は、遺言相続または無遺言相続のために一つの住所を、そして、すべて他の目的のための住所を有することができる。

通則四 住所は、一度取得されたならば、それが変更されぬままで維持される。

(a) 独立人の場合は、彼自身の行為により。  
(b) 被扶養者の場合は、彼または彼女が従属している人の行為により。

通則五 すべての独立人は、ある特定の時点に、

(a) 彼の出生時に彼のうけた住所〔〕の住所は、爾後、原始住所(domicile of origin) といふが、または、  
(b) (彼の原始住所と同じではなく) 彼が独立の間に、彼自身の行為により、彼によって取得され、または維持された住所〔〕の住所は、爾後、選定住所(domicile of choice) といふのがを有する。

通則六 ナゾトキの人は、出生によって、原始住所を取得する。

(a) 父の生存中に出生した嫡出子の場合は、子の原始住所は、子の出生のときの父の住所である。

(b) 非嫡出子または父の死後に出生した子の場合には、原

始住所は、出生のときの母の住所である。

(c) 捨て子の場合は、原始住所は、そこで出生したか、

または発見された場所である。

(d) 非嫡出子の場合は、子の出生のときに父の有していた住所が子の原始住所となり、かつ、そのようにみなされる。

通則七　すべての独立人は、居住（事実）と永続的または無期限に居住する意思（永住の意思）の結合によって、選定住所を取得することができる。それ以外にはできない。

通則八　(a) 原始住所は、選定住所が実際に取得されるまで保持される。

(b) 選定住所は、

(1) 新らしい選定住所が取得されるか、または、

(2) 原始住所が回復されることによって、

それが放棄されるまで保持される。

通則九　すべての被扶養者の住所は、住所に関して、彼が法律上從属している人の住所と同一であり、かつ、それと共に変更する。

細則(一)　次に列挙される例外に従つて、未成年者の住所は、未成年の間、次のように決定される。

カナダの立法離婚とその手続　村井

(1) 嫡出または非嫡出の未成年者の住所は、父の生

存中は、父の住所と同一であり、それと共に変更する。

(2) 兩親が死亡したか、または母のいない非嫡出の未成年者の住所は、彼の監護者の住所と同一であ

り、かつ、それと共に変更するか、監護者によつて変更されることができる。

細則に対する例外①　未成年者の住所は、母の再婚のみでは変更されない。

細則に対する例外②　母または監護者による未成年者のわが家の変更は、詐欺的な目的で行われるとき、未成年者の住所を変更しない。

細則(二)　妻の住所は、婚姻中、彼女の夫の住所と同一で

あり、かつ、それと共に変更する。

通則十　住所は、被扶養者自身の行為によって取得されることができない。

細則(一)　未成年者の住所を変更することができない人がいる場合、彼は、未成年の終了まで、彼のうけた最後の住所を保持する。

通則十一　人が被扶養者である間にうけた最後の住所は、

（六四七）二六七

彼が独立人となり、彼自身の行為によって変更されるまで、  
継続する。

細則(一) 人は、成年に達することにより、彼が未成年の  
間に有していた最後の住所を、彼がそれを変更するま  
で保持する。

細則(二) 未亡人は、死亡した夫の最後の住所を、彼女が

それを変更するまで保持する。

細則(三) 離婚した女性は、彼女が離婚の直前または離婚  
のときに有した住所を、彼女がそれを変更するまで保  
持する。

通則十二 人の住所は、つねに、次のいずれかの方法で確  
認されることができる。

(1) 法律上の推定  
(2) その場合の周知の事実

通則十三 人がある場所にいることは、住所の推定的な証  
拠となる。

通則十四 ある人が特定の場所に住所を有していたと認め  
られ、変更した証拠のないとき、かかる住所を保持するもの  
と推定される。

通則十五 どのような事情でも、住所の証拠とされること

ができる。そして、住所は、人の居住（事実）または特定の  
場所に永続的に居住すべき彼の意思（永住の意思）のいづれ  
かによって、明白である。

通則十六 一つの場所に永続的に居住する旨の意思表示は、  
かかる意思の証拠であり、その限りにおいては、住所の証拠  
となる。

通則十七 一つの場所に居住することは、そこで永続的に  
居住する意思（永住の意思）の一応の証拠となり、その限り  
において、住所の証拠である。

通則十八 一つの場所に居住することは、居住の性質が、  
そこに永続的に住居する意思と両立しないか、かかる意思の  
存在の推定を拒否するとき、住所の一応の証拠でさえもない。  
ダイシー教授によれば、次のような状況にある人は、居住  
の推定を拒否することになる。

- (1) 捕虜  
(2) 囚人  
(3) 亡命者または避難民  
(4) 精神病者  
(5) 健康のために海外に居住している病人  
(6) 公務員

(7) 大使  
(8) 領事  
(9) 陸海軍人  
(10) インディアン奉仕者  
(11) 聖職者  
(12) 召使  
(13) 学生

それゆえ、住所には三種類あることが明白となる。

- 1 原始住所
- 2 法定住所
- 3 選定住所

ウエンズレー・デール卿 (Lod Wensleydale) は、住所を次のように定義した。すなわち、"そこに永久に留まるという意思をもつてある場所に住むこと、但し、なんらかの事情がその意思の変更を生じさせるときは、この限りでない"といふのである。

原始住所は、人がたまたま出生した場所ではなく、彼の両親がそこに存在するわが家である。  
法定住所は、他人に従属している人々に法律があつがう住所である。

夫の現実の住所と妻の法律上の住所は、どこに妻が個人的に住むとしても、また、婚姻中、妻は彼女自身のための別個の住所を取得することはできないとしても、同一のものである。

子の住所は、彼が幼児である間は、父の住所である。父の死亡により、未亡人よつて取得される住所は、子の住所となる。

選定住所は、人が彼の住所を変更する権限を有しながら、自発的に彼の現在の住所を放棄し、かつ、そこに永続的に居住する意思をもつて、他の場所に定住するときに生ずる。立証責任は、法律上の推定がかかる意思に反するならば、原始住所の放棄を申し立てる側に存在する。新しい住所の取得は、事実問題であつて、法律問題ではない。

通則四十八 裁判所は、手続の開始されたときにイングランドに住所を有していた当事者の婚姻解消の手続を維持する管轄権を有している。

この管轄権は、次の事項によつて影響をうけない。

- 1 当事者の居所
- 2 当事者の忠実さ
- 3 婚姻時の当事者の住所

## 4 婚姻の場所

5 離婚の申立の理由とされている非行がなされた場所  
通則四十九 次に列挙される可能な例外に従つて、裁判所  
は、手続の開始されたとき、イングランドに住所を有しない  
当事者の婚姻解消の手続を維持する管轄権を有していない。

例外 次のような事情のある場合。

1 夫が、妻を遺棄したか、または、夫自身が彼女に向  
つて、彼女が夫と別居するのを正当とするような行動  
をとつた。

2 当事者は、かかる遺棄または弁明のときまで、イン  
グランドに住所を有していた。

3 夫は、そのとき以降、外国に住所を取得したが、妻  
は、引続いてイングランドに居住していた。

裁判所は、妻の申立に対し、離婚を与える管轄権を有し  
ているようにみえる (semble)。

通則八十六 外国の裁判所は、離婚手続の開始時にかかる  
外国に住所を有する当事者の婚姻を解消する管轄権を有して  
いる。

この規則は、

## 1 イギリスの婚姻

## 2 外国の婚姻……に適用される。

(a) 当当事者の共謀または詐欺によつて得られた外  
国の離婚は、無効である。

(b) 手続が、とにかく、自然の正義に反している  
ならば、外国の離婚は無効である。

通則八十七 次に記載される可能な例外に従つて、外国の  
裁判所は、離婚手続の開始時にかかる外国に住所を有しなか  
つた当事者の婚姻を解消する管轄権を有しない。

例外 婚姻当事者がそこに住所を有していない外国の  
裁判所は、かかる裁判所によつて与えられた離婚が、離

婚手続のときに当事者が住所を有していた国(の裁判所に  
よつて有効と認められるならば、彼等の婚姻を解消する  
管轄権を有している。

委員会の当面する次の段階は、申請書の中で陳述されてい  
る被告の姦通、または、他の救済のための原因の立証とい  
うことである。証拠は、当事者が同棲を継続した期間について  
も与えられなければならない。そして、非難されている姦通  
が別居後に生じたとき、別居が申請者の責任に由来するもの  
でなかつたことが示されなければならない。また、申請者は、  
特別に、宥恕・共謀および承認を否定すべきである。

抗弁の方法として、被告は、

1 申請書の中で主張されている事実を否認することができる。立証責任は、申請者の側にあり、彼は、彼自身および彼の証人の証言によって、彼が救済を得るために必要なすべての事実を立証しなければならない。

2 有怨を申し立てることができる。これは、今後、婚姻上の非行を引き起さない旨の明示または默示の条件のもとに、すでになされたことが知れしており、まはなされたと信じられているすべての以前の非行を完全に許すことである。有怨のち、非行が反復されるならば、かかる反復は、有怨を無効にし、かつ、以前に非難された原因を回復させることになる。

有怨は、明示の合意の結果であつてもよいし、または、以前の非行を認識したのちに同棲することによる默示のものでよい。しかし、性交を回復することは、妻による有怨を決定的なものにしない。それは、委員会の判断すべき事実問題である。夫の不貞が許されたことは、推定されない。

3 共謀 これは、事実をかくし、または詐欺的に作り出された証言によって離婚を得ようとする、夫婦間の謀議として定義することができよう。これは、申請者と被告との間の合意の結果であり、それにより、申請者が離婚を得ることが

できるようにするため、非行をなし、もしくは、なしたかのように振舞うか、または申請者に対し、何の抗弁もしない。離婚訴訟の当事者は、互いに敬遠すべきである。申請を容易にする目的をもつた彼等の間の通信は、共謀の疑を引き起し、これに反ばくするのは困難であろう。

4 承認 これは、有怨とちがつて、承認は、非難されている非行がなされるのに先立つが、有怨は、非行がなされたのちにはじめて生ずる。承認は、原告が離婚原因として申し立てる非行に対する彼の同意または無関心である。夫婦の一方が他方と共に共謀のもとに姦通した場合、そこには、必然的に承認も存在する。

5 申請者の側の姦通 規則に定められている場合において、帝国の議会がそれにもとづいて婚姻を解消する手段をとる諸原則は、委員会の面前における離婚手続に適用される（規則第一五二条）。貴族院において、申請者の姦通は、彼が非難している姦通がなされたのちに生じとき、それに関する証拠を拒否するのが慣例であった。しかしながら、申請者の姦通が被告の姦通より前に生じたとき、貴族院は、つねに法案の可決を拒否した。

が与えられることはできないから、婚姻がある理由で無効である、すなわち婚姻が挙式されたき、当事者の一方がすでに婚姻しており、または妻が生存し、かつ、かかる前婚が解消されていないというのは、もちろん完全な抗弁である。

7 婚姻の不存在　当事者が婚姻していなかつたとか、彼等の同棲は、それが開始されたとき、不法なものであり、かつ、そのようなものとして継続されたというのは、充分な抗弁である。

8 妊通がなされたときの精神異状は、アメリカ合衆国において、充分な抗弁とされていた。なぜならば、非行は自発的になされたものでなく、また、犯人は善と悪を区別することも、行為の性質を理解することもできなかつたからである。弁として、考慮されるであろう。

9 申請を許可するか、拒否するかは、議会の裁量に委ねられており、被告は、抗弁という方法によつて、申請者が手続を開始するのが遅延したことを申し立てることができる。なぜならば、かかる遅延から、承認および宥恕を推測できるからである。資力が不足していたことは、つねに、議会によつて、離婚法案の提出が遅延した充分な言い訳けとして、考

慮されるであろう。また、被告は、虐待、故意かつ言い訳けの立たない遺棄、別居、扶養義務不履行、非難されている妊娠を通じて申請者の側の行為に関する証拠を与えることができる。この問題について、クレスウイル・クレスウイル卿 (Sir Cresswill Cresswill) は次のように述べている。すなわち、夫は、扶養義務を不履行して、妻を捨て、その後、彼女が彼に対して不誠実であれば、彼女の不貞を理由に離婚を取得できることと考えられてはならないというのである。

#### 規則第一四三条

##### 委員会の報告書—草案—少數意見の報告

こののような審理と調査ののち、委員会は、上院に対しても、これらの規則の定める必要条件がすべて重要な点で満たされているかどうか、また、委員会がそのとき、どれか、かかる必要条件が満たされていなかつたと認定するならば、いかなる点で欠けていたのか、そして委員会の達した結論および勧告した行為をも、報告するものとする。

二 報告書には、尋問された証人の証言および上院によって委員会に付託されたか、または、委員会によつて証拠とし

て受理されたすべての証書・書類および文書を添付されなければならない。

三 報告書が申請者に救済を与えることを勧告するならば、委員会によつて是認された草案、または、かかる救済をもたらす草案も添付されるものとする。

四 少数派は、報告書の中に、彼等が委員会の報告と意見を異にする理由をのべることができる。

#### 注 釈

証拠を入手したのち、委員会は、それらを非公開で審査する。

委員会が救済を与える報告を決定するとき、必要な法案は、法律書記官 (Law clerk) によって作成される。次の諸事件において、前文には、被告に対する直接かつ特定の姦通についての問責は含まれていなかつた。姦通を推測させるような事実はのべられるが、しかし、各事件の特殊事情によつて、議会は、多くの言葉で被告の行為が姦通であるとの汚名を着せることを回避した。たとえば、Lowndes 事件 (一九〇九年の制定法、一一五頁)、Ridout 事件 (一九〇九年の制定法、二九三頁)、Hutcheson 事件 (一九一四年制定法、三六七頁)。

委員会が法案に反対の報告をするか、または、なにか他の

理由により、結論を得ない場合、申請者は、そゝからすべての必要な費用を支払つたのち、供託金の残額を返還するよう、請求することができる。

法案は、前文一議会が与えた救済の基礎となつた事実をのべる一ならびに、二カ条の制定条項 (Enacting Clause) から成つてゐる。最初の条項は、問題となつてゐる婚姻がいゝに解消され、かつ、今後、あらゆる点で効力のない旨を宣言する。この効果として、当事者は、婚姻の挙式前に有していた身分を回復することになる。

第二の条項によれば、申請者は、それ以後、いつでも、解消された婚姻が決して挙式されていなかつたならば、彼が合法的に婚姻したにもかかへない女性と婚姻することができる旨が定められる。議会は、被告の権利に関して、類似の宣言をすることは決してなかつたが、しかし、婚姻は完全に解消されたがゆえに、彼等は、疑もなく、各自、合法的に再婚することができる。

事情がそれを許すとき、議会は、ときに対応して、他の救済を与える、たとえば、Whiteaves 事件 (一八六九年の制定法、十四頁)において、婚姻契約は無効と宣言された。Holliwell 事件 (一八七八年の制定法、七頁)において、夫は、

彼の妻の不動産について、いかなる権利も得られなかつた。

Riddell 事件（一八八七年の制定法、二三三六頁）、Lyon 事件（一八七八の制定法、五百頁）、Tudor 事件（一八八八年の制定法、二二〇一頁）、Morrison 事件（一八八八年の制定法、二九九頁）および Harrison 事件（一八九一年の制定法、一四〇頁）において、申請者たる妻は、幼児の唯一の監護者とされた。

遺棄・虐待および扶養義務不履行を理由とし、別居または床卓離婚が請求された Campbell 事件（一八七九年の制定法、九一頁）において、法案は、別居、妻および子の扶養は夫により、子の一人の監護は妻による旨を定め、法律の規定を行する権限を裁判所に与えた。Pitblado 事件（一九〇五年の制定法、四六五頁）において、申請者 Isac Pitblado は、彼の子の監護を委ねられた。

現在支持されている見解によれば、子の監護の問題は、州の裁判所の管轄権に該当し、かゝる定めをする」とは、公民権 (Civil Right) に干渉する」とやあつて、憲法のもとで、州議会の管轄のみに服する。

いの見解もかかわらず、特別の事情いからんによる場合が生じ、そこでは、かかる救済がいざんとして与えられるである

う。

Campbell 事件において、子の監護を処理すべき議会の管轄権は、上院および下院の双方で多くの討議の対象となり、反対の見解が支配的であった。それによれば、婚姻に付随し、またはそこから生ずる事項であると考えられる子の扶養および監護の問題は、婚姻および離婚を処理する権威のもとで、議会に与えられた管轄権の範囲内にある。

法案によって別の定めがなされる場合を除いて、離婚の効果は、彼等の財産に関して、婚姻の挙式が決して行われなかつたならば、彼等が占めたはずの地位を回復させることにあり、妻は、夫の不動産になんらかの利益を有することを止め、かつ、夫によるいかなる請求からも自由に、彼女自身の財産を保有する。

#### 規則第一三五条

証言の印刷

委員会の面前でなされた証言は、上院の手続の議事録 (Minutes) とは別に、上院議員および下院議員の利用に供するために充分な部数でのみ、印刷に付されるものとする。すな

わが、上院および下院の議員に各一部ずつ配付し、当事者および彼等の弁護士のために十部、そして、記録および参考の目的で、上院の書記官によって保管される二十五部である。

#### 注　　釈

この規則の目的は、しばしば極端に好色的な性質を有する証言をやたらに配付するのを阻止することにある。

#### 規則第一四四条

##### 法案の提出—第一読会

委員会の報告書を採択したうえ、草案が提出され、かつ、第一読会にかけられることができる。そして、その後、委員会へ法案を付託することは、もはや必要でない。但し、上院によつて命ぜられるときは、この限りでない。

#### 注　　釈

申請者・被告および委員会が適当と判断するとき、手続により影響をうける他の人は、委員会の面前において、自らまたはカナダのどこかの州の弁護士会で法律の訓練をうけた弁護士が代わつて尋問をうけることができる。

#### 注　　釈

この規則のもとで、弁護士のみが委員会の面前に出席する権利がある。手続は司法上のものであり、弁護士は、法服を着て出席する。慣習上、各当事者について、二人以上の弁護士を尋問するのではない。

次の引用は、ジエミール (Gemmell) の著書—「離婚論」

カナダの立法離婚とその手続　村井

そのとき定められた期日に第一読会にかけられるよう提案する。

そのように定められた期日に、担当の上院議員は、法案が第一読会にかけられ、かつ、定められた期日に第三読会にかけるため、動議通告簿にのせられるよう提案する。

#### 規則第一四六条

##### 委員会は、弁護士を尋問することができる。

(On Divorce) からしたものである。

=議会事務弁護士 (Parliamentary Solicitor) —オタワにおける議会事務弁護士の役割は、離婚法案を慎重に処理するのに欠くべからざるものである。彼は、事件がどの段階にあっても、上院の特別委員会の数回の期日に出席すべきである。最初に、証拠となるすべての書類・証書および申請書、あるいは法案が適切な方式であることを検査する。簡単な性質の請求でも、両院を通過するのに六週間は充分にかかる。その間、法案は、各院において三回の読会にかけられ、そして、委員会の面前に少くとも六回、提出される。どの段階でも、事件に関する重要な問題が突然に発生し、法案の早死によって終了する。それゆえ、地方事務弁護士 (Local Solicitor) は、事件について一般的な監督を行い、かつ、それを一つの段階から次の段階へと押し進める権限を与えられるべきである。法案を担当する上院議員または下院議員はもとより、議会の事務職員の誰れも、審理を早めたり、または、上首尾の結果に導いたりする義務を負っていない。法廷におけると同様に、議会の慣例に習熟している事務弁護士は、委員会が決められた方式および手続に合致するよう、実質的な手助けをし、証拠の審理に当つては、事件の事実を明らかにし、か

ら、関連する法原則をそれに適用するように、法廷弁護士 (Counsel) の手伝をすることがである。

被告が出席しなくとも、申請者は、彼の事件をすべて必要とする詳細な点にいたるまで、たとえば、住所、婚姻、当事者の同一性、申請者が基礎とする責任を厳格に立証しがれど、共謀・宥恕および承認を否定しなければならない。

#### 規則第一四七条

当事者は、宣誓または確約 (Affirmation) のふえで尋問される一カナダ証拠法が適用される。

申請者および被告 (出席すれば)、そして、委員会の面前に出されるすべての証人は、宣誓のうえ、または、証人がカナダの法律によって確約することが許されるときは、確約のうえ、尋問されるものとする。証拠法は、これらの規則の定めるところに従つて、委員会の面前における手続に適用するものとし、かつ、すべての事実問題において、順守されるものとする。

一一 証拠として許され、または要求される供述は、一八九三年のカナダ証拠法のもとでなされることがである。

注　釈

れでいる証拠法則を離婚手続に適用させている。

規則第一四八条

委員会の委員長は、通常の場合、各証人ごとに宣誓または確約をさせる。R. S. C. 第十章の第三十条によれば、本法のもとで、どの宣誓または確約も、

(a) 上院の議長

(b) 上院のどれかの委員会の委員長

(c) その目的のために、ときに応じて、上院の議長または上院の議事規則のどれかによつて指名される人

によつて行われることができる。

この目的のためのいかなる議事規則も、上院によつて現在までのところ、可決されていない。

請求には反対されなかつたとしても、申請者は、彼の事件をあらゆる詳細な点にいたるまで、たとえば、住所、婚姻、当事者の同一性、それを理由に救済が求められている非行を立証しなければならない。

以前の規則によれば、告発できる非行に関して、カナダで効力を有する証拠法則は、委員会の面前における手続に適用されるべきである旨を規定していた。

現在の規則は、R. S. C. 第一四五章——カナダ証拠法に含ま

証人の呼出状—送達—費用の負担

証人の出席および離婚議事委員会の面前における書類・証書の提出のための呼出状は、上院の議長の署名・捺印のものに、審理の期日が指定されたのや、いつでも、それを請求する当事者に対して、委員会の書記官によつて発行されることができることとする。

かかる呼出状は、誰れか読み書きのできる人 (literate person)、または、上院もしくは離婚審査委員会によつて命ぜられるならば、黒の法服を着た武部官または彼によつてかかる送達をする権限を与へられた人によつて、送達されることができる。

かかる送達をするための合理的な費用、ならびに、かかる呼出状に応じて出席するすべての証人に關する合理的な費用は、委員会の議長によつて課せられるものとする。

カナダの立法離婚とその手続　村井

注　釈

れないものとする。

呼出状は、委員会の事務官である上院の法律事務官から入手されることができる。呼出状は、空白で発行されることはない。担当の事務弁護士は、呼び出されるべき各証人の氏名および住所を知らせるよう、要求される。交付送達は、旅行費用の支払いを伴うことが要求される。誰れか読み書きのできる人は、送達の目的を達成するのに適している。委員会の議長は、各証人に彼の時間と費用のために支払われる金額を決定する権限を有している。報酬および費用に関する一覧表は、作成されなかつた。離婚請求のもつ重要性にかんがみて、慎重な事務弁護士は、厳格に裁判所の料金表に執着することなく、証人が彼の時間と手数について適切に支払いをうけることを考へるであろう。

注釈

呼出状の適切な送達をうけ、かつ、彼の適切な費用の支払いをうけた証人が、呼出状に従うことを拒否するとき、委員会は、その事情に關する特別報告書を下院に届け、ついで、下院によって、かかる証人の出席を要求する命令が発せられることができる。それに従わないとき、黒の法服を着た式部官によつて拘禁されるよう、命ぜられることができる。かかる命令は、議会の停会によつて効力を失う。参照された費用は、証人を逮捕し、かつ、拘禁されている間に、証人を養うために生じた費用である。

規則第一四九条

証人の不従順—監督のための拘禁

規則第一五〇条

方 式

ある証人がかかる呼出状を送達されながら、それに従わなかつた場合において、かかる証人は、上院の命令にもとづいて、法服を着た式部官によつて拘禁され、しかも、上院の命令により、かつ、生じた費用を支払つたのちでなければ、放免さ

事件の事情を訴えるため種々の追加方式、または、同様の効果のある方式は、離婚の手続において利用されることがで

注　　釈

方式に厳格に従う必要はない、事務弁護士は、それを根拠

として離婚が試みられている原因を充分に知らせるのに必要なすべての事実が詳細に申し立てられているかどうか、注意深く観察しなければならない。

規則第一五一条

適用されるべき上院の規則

合理的な真意によって、離婚における手続に適用されるごとのできる上院のすべての規則は、これらの規則によつて変更もしくは修正される場合、または、それらと矛盾する場合を除いて、かかる手続に適用されるものとする。

規則第一五二条

規則の中に定められていない場合のための規定

これらの規則によつて定められていない場合において、帝国の議会がそれにもとづいて婚姻の解消を進める一般的な諸

原則、および、離婚手続に関する貴族院の規則・慣例ならびに方式は、それらが適用可能な限り、上院および離婚議事委員会の面前において、適用されることができる。

注　　釈

この規則は、単に任意的なものであつて、強行的なものではない。そして、離婚の立法において、上院は、そこで行われている経過を確認する目的で貴族院に注目しているけれども、貴族院の決定を拘束力のある、しかも、確定的なものとしてうけ入れなければならないとは、これまで決して考えていないなかつた。上院は、上院の判断が気に入つてゐるとき、その先例に従つており、通常の裁判所の判決に付せられる重みを有していない離婚法案に関する貴族院の決定には、従つてない。

第四章 下院における手続

下院は、離婚法案に関するどのような特別規則も決定していないので、かかる法案は、下院では、私的法案 (Private Bills) に関する規則および慣例に従つてゐる。

すでに述べたとおり、一般私的法案の規則第五十一条によ

り、カナダ官報および地方の新聞に二十日間、広告されることが必要である。慣例によれば、上院の規則に従う広告は、下院のために役立つが、唯一つ異なる点がある。それは、下院について、広告は、前会期の閉会と申請者の審査との合間に、二ヵ月間、公示されなければならない。規則第五十一条。

公示に関する制定法上の宣言を伴つて通知の最初と最後の掲載を含む新聞のコピーは、議事規則委員会書記官に提出されるべきである。

被告に対する送達を要求する下院の規則は、何も存在しない。

法案が最初に提出された上院で下院の費用が支払われたならば、下院では、もはや費用を支払う必要がない。

下院における手続は、「議会に集合された名誉ある下院」宛てに申請書を提出することによって開始される。そして、他の点は、上院に提出される方式と同一である。この申請書には、請求者が署名し、会期の最初の三週間以内に提出してもらいため、下院の議員に手渡されるべきである。規則第四十九条。

提出された申請書は、議事規則第五十三条にもとづく委員会に対する特別の命令なしに、広告を適正に公示したうえ、議事録に記載され、かつ、広告によつてなされた通知の示す

救済以外にいかなる救済も求めていないことを調査される。規則に適合してなされた旨の委員会の報告があれば、下院においては、法案が上院から送られてくるまで、それ以外の手段は何もとられない。

上院で可決された法案は、証拠のコピーと共に、審査のため下院へ送られ、ついで、下院で第一読会に付せられ、かつ、第二読会のために動議通告簿にのせられる。その後、法案および証拠は、審査のため、私的法案委員会 (Private Bills Committee) に付託される。下院の各議員は、証拠のコピーを配付される。

法案が委員会の面前にきたとき、証拠が審査される。しばしば、証拠充分であるかどうかについて、議論が起る。法案が委員会を通過すれば、議長は、その旨を下院に報告する。報告書が下院によって受理されるならば、法案は、後日に全体委員会において審査されるため、動議通告簿に掲載され、かつ、委員会によるかかる審査および報告ののち、法案は第三読会に付せられ、可決される。

私的法案を可決する最後の行為は、国王の同意を得ることである。国王の同意は、上下両院を通過した法案に対し、ときには、会期中に、または、さもなければ、会期末に

与えられる。法案を担当する事務弁護士は、国王の同意を得るために提出される法案のリストの中に、それが含まれていることを確認する義務を負わされている。